

經主第一九號

持歸制限超過額ノ處理ニ関スル件

昭和三年十二月七日

第一機員省經理局主任計班長



大藏省主計局第一課長殿

先般由連絡部豫解ヲ得タル首題ノ件ニ関シ別紙ノ通り現地ニ通
電致置候ニ付貴承知相成度

追テ本件ニ関スル内地ニ於ケル取扱ニ関シハ宜敷御考慮
相煩度

陸軍

地租徴収

前年ノ本邦ノ租額ニ比シテ本年ノ租額ハ概シテ同額トシテ徴収スルベシトシテ
徴収額ノ半額ニシテ徴収スルベシトシテ
徴収額ノ半額ニシテ徴収スルベシトシテ

大塚池田等ノ租額一様徴収

前年ノ本邦ノ租額ニ比シテ本年ノ租額ハ概シテ同額トシテ徴収スルベシトシテ
徴収額ノ半額ニシテ徴収スルベシトシテ
徴収額ノ半額ニシテ徴収スルベシトシテ

(一) 支那派遣軍ヨリ次官ノ (一ニ一)

軍人軍属等ニ居留民ノ所持金ニシテ内地幣還ニ當リ残置セ
ラルベキ左記現金全部隊出納官更ニ於テ回収シ以テ各人ノ浪費
ヲ防止スルト共ニ歳入金トシテ前渡資金ニ差控整理ノ上所
要ノ経費ニ充當シ中國側ヨリ借入「ル」ブルノ節減ヲ
圖リ度モ可右承リ度

尚右回收金ハ要スレバ適時聯合國側ニ一括接收セシメ賠償
金ニ充當方亦意ニアリ
一、軍人軍属ノ所持金ニシテ携行制限額超過金額上月
十六日附貴電ニ依リ出納官更ニ於テ回収セル金額一割
限額ノ範囲内ハ歳入金トシテ前渡資金ニ差控整理シ

陸 軍

アリ

二、后留民の所持金ニシテ携行制限額超過金額尚右金額ハ
目下總領事ニ於テ回收ノ上預リ控ラ交付携行セシムルコ
トトニアルヲ以テ一應總領事ニ於テ取纏メノ上部隊
出納官吏ニ交付スルコトヲ致シ度（本件大使館ト
協議済ニ付外務大臣ニモ傳ヘラレ度）

(二) 次官ヨリ支那南方軍へ（一、二、五）

軍人軍属居住留民ノ所持金ニシテ内地持帰制限額ヲ超過セル部
分ニ付テハ前渡資金ニ是經受領ニ使用タル件ハ適當ニシテ異存
ナシ、但シ之カ爲本人帰還後、軍ニ於テ之ヲ返還又ハ補償ニ得
ル如ク努カスヘキ事今直ニ決定ニ得ナルコトニ付之、ヒ旨予メ誤解
ナク様措置相成度。
尚將來ノ爲受領金額及住所区名等詳細ノ記録整備ニ
置、レ度ニ爲念
尚本件實施ノ場合ハ適宜報告相成度